

保育士就職準備金貸付事業のご案内

保育士資格を活用し、神奈川県内の保育所等で活躍いただくことを目的にかながわ保育士・保育所支援センターでの求職登録・就労支援のうえで就職の準備に必要な資金を貸付する制度です。

対象の施設等で職種を保育士または保育教諭として2年間以上保育業務に従事(週20時間以上)することで返還猶予・返還免除申請が可能となります。

※幼稚園教諭としての従事は対象外となります。

※有料職業紹介、または派遣事業所を介して新たに勤務することが決まった方(内定含む)については、貸付対象なりません。

貸付の申請には・・・

かながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録が必要です。

求職登録後は、求人情報の提供や就職先の紹介、就職相談会のご案内等、個々の状況に応じたコーディネーターの就職相談を受けることができます。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページの「求職登録ページ」はこちらから



【貸付金額】 200,000円以内 (一人1回限り)

【貸付利子】 無利子



【貸付対象】 ※詳細は「かながわ福祉人材センター」ホームページでご確認ください

次の条件をすべて満たす方で、対象となる施設等で週20時間以上の勤務が必要となります。

1. 養成施設を卒業後1年以上経過し、保育士登録を行っている方、または保育士試験の合格後に保育士登録を行った方
2. 次の施設・事業所を離職された方、もしくはこれまで勤務経験がない方
児童福祉法等に規定されている保育所および幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、預かり保育を常時実施している幼稚園、認定こども園への移行予定の幼稚園 など
3. かながわ保育士・保育所支援センターに求職登録後、就労支援のうえで、県内に所在する保育所等に新たに勤務することが決定している方
4. 新たに勤務する就業先において2年以上継続して勤務できる方

【連帯保証人】

この貸付は連帯保証人が必要となります。連帯保証人の要件は次のとおりです。

1. 日本国内に居住する貸付申請時に 20歳以上、80歳以下で、原則独立した生計を営むなど安定した収入がある方 (前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方)
2. 外国籍の場合は、在留資格が永住者であること

【申請手続き】 ※申請をご希望の方は、かながわ福祉人材センターまでご連絡ください。

- ・申請書類（様式★）を送ります。必要な書類をそろえて、かながわ福祉人材センターに郵送してください。
 - ・申請書類提出期限は、就労開始日から原則1カ月以内となります。
- （内定後、就労前に申請する場合は、就労開始日の6ヶ月前からの申請が可能となります。）

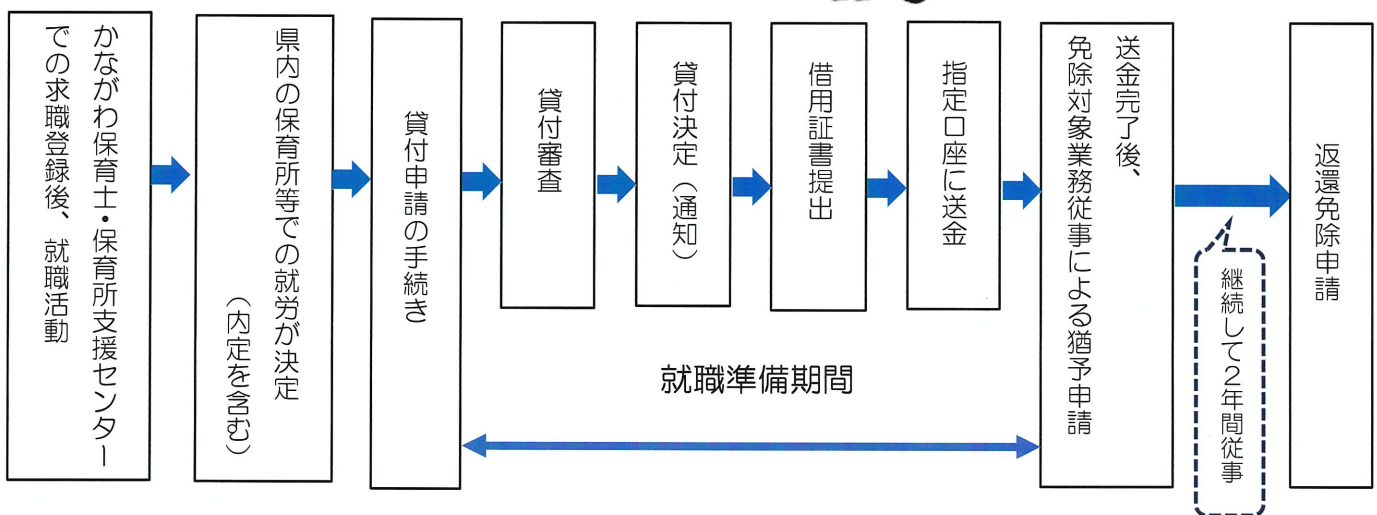
《申請に必要な書類》

1. 保育士就職準備金貸付申請書（様式★）
2. 内定通知、労働条件通知書等、神奈川県内の保育所等に就職（内定）することを証明する書類（就労開始日・職務内容等の記載があるもの）の写し
3. 申請者及び連帯保証人の3カ月以内の住民票（本籍・マイナンバー記載のないもの）※コピー不可
4. 保育士証の写し（旧姓での証明の場合、戸籍抄本または住民票に旧姓が標記されているものを添付）
5. 個人情報の取扱いについての同意書（様式★）

《就職準備金の対象となる用途》

- ・保育所等への就職によって転居が伴う場合の転居費用・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・保育所等で使用する被服費・保育所等で勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等へ通勤に要する移動用自転車等の購入費・子どもの預け先を探すにあたって必要な経費
- ・初回給与までの通勤等の経費・緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- ・その他、再就職に必要と認められる経費

【就職準備金貸付申請手続きの主な流れ】



《問い合わせ・郵送先》

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター 貸付担当
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13 階
TEL 045-312-4816

受付：月～金（土日祝日・年末年始除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00



かながわ福祉人材センター
ホームページ「保育士就職
準備金のご案内ページ」